

告 示

埼玉県川越県土整備事務所長告示第二十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十七年十月十六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年十月十六日

埼玉県川越県土整備事務所長 飯 塚

孝

<p>路 線 名</p>	<p>さいたまふじみ野所沢線</p>
<p>供用開始の区間</p>	<p>ふじみ野市上福岡二丁目一五七九番一 地 先から同市上福岡二丁目一五七九番四〇地 先まで</p>
<p>供用開始の期日</p>	<p>平成二十七年十月十六日</p>
<p>備 考</p>	<p>平成二十七年一月三十日埼玉県 川越県土整備事務所長告示第二 号で告示した道路区域の供用開始 である。 延長四一・二〇メートル</p>